

令和2年度 組合青年部交流促進事業
組合青年部活動助成金
交付規程

令和2年7月



令和2年度 組合青年部交流促進事業 組合青年部活動助成金交付規程

令和2年7月17日
北海道中小企業団体中央会

(目的)

第1条 この規程は、北海道中小企業団体中央会（以下、「本会」といいます。）が令和2年度組合青年部交流促進事業において実施する組合青年部活動助成金（以下、「助成金」といいます。）の交付について必要な事項を定めることを目的とします。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象となる者は、本会の会員である組合青年部とし、助成区分は次のとおりとします。

【単独型】1組合青年部が単独で行う事業

【連携型】複数の組合青年部が連携して行う事業

ただし、次の場合は対象外とします。

- (1) 前年度において助成金の交付を受けている場合。
- (2) 実施しようとする事業が本会の実施するほかの支援事業と重複している場合。
- (3) 所属組合から事業実施及び助成金申請の同意を得られていない場合。

(助成対象経費)

第3条 組合青年部が行う本事業に要する経費であって、助成金対象経費（別紙1）に掲げ、経費支出基準（別紙2）を満たしたもののうち、本会が必要かつ適当と認めたものとします。

(助成金額及び補助率)

第4条 助成金の額は、前条の助成対象経費の3分の2以内とし、上限を30万円（総経費45万円以上）とします。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（単独型は様式第1号、連携型は様式第2号）に必要書類を添えて本会が定める期日までに提出してください。

(助成金の交付決定)

第6条 本会は、前条の助成金の交付申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとします。

(助成事業の内容または助成対象経費の変更)

第7条 申請者は、助成事業の内容又は助成対象経費（費目及び助成金の額に変更が生じる場合のみ。）を変更しようとするときは、あらかじめ助成金の申請内容及び助成対象経費の変更承認申請書（様式第4号）を本会に提出し、承認を受けなければなりません。

2 本会は、前項の申請があったときは、審査の上、変更の内容及び理由が適正と認められるときは、助成金の申請内容及び助成対象経費の変更承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとします。

(助成事業の完了期限)

第8条 申請者は、令和3年3月15日までに助成事業を完了するものとします。ただし、やむを得ない事情により、完了期限までに実施することが困難な場合であって、本会が認めた場合に限り完了期限を超えて実施することができるものとします。

(実績報告及び請求書の提出)

第9条 申請者は、助成事業を実施し、助成対象経費の支払いを行った後、速やかに助成事業の実績報告・請求書（様式第6号）に実施状況を示す写真、経費の支出に係る領収書（写し）等を添付して本会に提出しなければなりません。

(助成金額の確定及び通知)

第10条 本会は、前条の実績報告・請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第7号）により組合に通知するものとします。

(助成金の支払)

第11条 本会は、前条の助成金額確定通知書により通知した助成金額を申請者から指定された金融機関の口座に振込みにより支払うものとします。

(交付決定の取消し)

第12条 次の各号に該当する場合には、第6条の助成金の交付決定を取り消すとともに、既に助成金を支払った場合でも返還を求めることがあります。

- (1) 本事業に関して本会の指示に違反した場合
- (2) 助成金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 本事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、第10条の助成金額の確定があった後に、その事実が認められたときにおいても、適用するものとします。

3 本会は、助成金の交付決定の取消しを行ったときは、その旨を申請者に対し、速やかに通知する

ものとしてします。

(助成金の返還)

第13条 申請者は、前条の交付決定の取消しを受けたときは、助成金返還通知書(様式第8号)に従って助成金を返還するものとしてします。

2 前項の助成金の返還の期限は、返還の通知の日から20日以内、又は令和3年3月31日のいずれか早い日までとしてします。

(助成金に係る経理)

第14条 申請者は、助成金に係る経理処理について、帳簿及び証拠書類を整備し、本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとしてします。

(暴力団関係者等の排除に関する誓約)

第15条 組合青年部は、暴力団関係者等の排除に関する誓約事項(別紙3)について助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとします。

(検査への協力)

第16条 申請者は、必要に応じて本会が実施する検査に協力するものとしてします。

(予算が不足する場合の措置)

第17条 本会は、助成金の交付額が予算額に達すると認めるときは、交付申請の受付を中止することができるものとしてします。

(個人情報保護に関する取扱い)

第18条 本会は、申請者がこの規程に従って本会に提出する各種書類に記載された名前、住所等の個人情報について、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した個人情報を適切に管理するものとしてします。

(その他)

第19条 本会は、この規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることがあります。

(別紙1)

助成金対象経費

経費科目	具体的内容
謝金 (※) 専門家謝金 講師謝金	外部専門家が実地調査等を実施したり、専門家の意見を聴取したりする場合の謝金 技術研修会、業界PRイベント等において外部講師に支給する謝金
旅費 (※) 専門家旅費 講師旅費 調査旅費 職員旅費	原則として公共交通機関の運賃を対象とします。 外部専門家が実地調査等に参加するための旅費 外部講師を招聘するための旅費 実地調査等を実施する場合の旅費 所属組合の役職員が、研修会・講習会・実地調査やその他本事業を実施するために必要と認められる旅費
印刷費	アンケート調査票、成果報告書、PRチラシ等を印刷会社に発注する費用
会場借料	イベント等の開催に係る会場使用に要する費用
借損料	委員会や研修会、イベントなどの開催の際に使用する機器等を期間限定で賃借する費用
車両借上費	本事業を実施するために必要と認められる貸切バス及びレンタカー等を借り上げる費用
通信運搬費	イベント等の開催通知や調査票、チラシ等の発送にかかる費用
視察研修費	視察研修に伴う交通費や材料費等に必要となる費用
資料費	事業を実施するために必要な図書・資料等を購入するための費用
消耗品費	事業を実施するために必要な消耗品（備品費に属さないもの。）を購入する費用 ※本事業の事務処理等にかかる文具等は対象とならない。
備品費	事業を実施するために必要な備品（基本的に1年以上継続して使用できるもの）を購入する費用
展示会出展費	出展小間料やブース設営、装飾、撤去、光熱費など展示会の出展に必要な費用
委託費	WEBサイト・DVD制作、情報システム開発、デザイン、調査、集計等の業務を外部の業者・機関等に委託する場合の費用 ※10万円（税抜き）以上の委託費については、原則として2社以上から同一条件による見積をとることが必要です。

(別紙2)

経費支出基準

謝金等の金額（税抜き）は、次の基準を上限として決定してください。

1. 専門家謝金（1時間）
 - (1) 大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等 30,000円
 - (2) 大学准教授・講師、技術士、中小企業診断士、税理士、
社会保険労務士、ITコーディネーター等 25,000円
 - (3) その他の専門家 20,000円
2. 民間企業（公益法人、組合等含む。）（1時間）
 - (1) 経営者等役員クラス 30,000円
 - (2) 部長クラス 25,000円
 - (3) 課長クラス 20,000円
 - (4) その他 15,000円

3. 旅費

実施する組合青年部等において旅費支給規程等がある場合は、その規程により支給してください。

また、旅費支給規程等がない場合は、事前に本会へご相談ください。

(別紙3)

暴力団関係者等の排除に関する誓約事項

私ども申請者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、申請中の期間及び助成金の交付後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 会員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又はその役員等が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき